

## —第三者への提供について—

- ・ご提出いただいた「自治会役員報告書」に基づき「大津市自治会役員名簿」を作成し、行政関係部署（大津市、滋賀県、大津市社会福祉協議会、大津市公園緑地協会）へ提供します。
- ・大津市自治会役員名簿には、自治会長の「氏名」「住所」「電話番号」「自治会世帯数」を掲載します。
- ・大津市、滋賀県等に提供された大津市自治会役員名簿は、公文書とされる可能性があるため、「氏名」のみ公開対象となる場合があります。
- ・事業者等から問合せがあった場合、以下の条件に合致する場合に限り、連絡先の提供を行います。
  - A) 官民境界確定の立会に必要な場合（提供先例：土地家屋調査士事務所、測量会社等）
  - B) 開発関係協議等に必要な場合（提供先例：マンション新設工事業者等）
  - C) 不動産売買に伴う自治会案内及び自治会加入挨拶等に必要な場合  
(例：不動産業者、自治会への転入希望者)
  - D) 工事関係挨拶及び説明に必要な場合（例：下水工事業者等）
- ・上記4条件に合致しない場合は第三者の事業者等への連絡先の提供は行いませんが、開示しないことによって自治会が不利益を受けると当会が判断する場合は、連絡先の提供可否について自治会長に確認の連絡を行います。
- ・事業者等への情報提供に支障がある場合は、予め大津市自治連合会事務局(521-5900)までご連絡ください。
- ・副会長の連絡先は、当会でのみ緊急連絡先として利用し、第三者への提供は行いません。